

○八峰町有林 J-VER クレジット販売要綱

(平成 23 年 5 月 30 日告示第 34 号)

(趣旨)

第 1 条 八峰町が、八峰町有林で認証取得したオフセット・クレジット（以下「八峰町有林 J-VER クレジット」という。）を、カーボン・オフセットに取り組む事業者等に販売することについて定める。

(購入者の募集)

第 2 条 八峰町有林 J-VER クレジットの購入者（以下「購入者」という。）の募集は、町ホームページ等により行うものとする。

2 八峰町有林 J-VER クレジットの販売は、八峰町が保有する数量の範囲内で行うものとし、町ホームページに販売できる数量を公表するものとする。

(購入の申込み)

第 3 条 八峰町有林 J-VER クレジットの購入を希望する者（以下「購入希望者」という。）は、申請書類（様式第 1 号から第 3 号まで）を、持参、郵送のいずれかの方法により、町長に提出するものとする。

2 前項に掲げる規定は、次に掲げる事業者、団体を対象外とする。

(1) 各種法令に違反している事業者、団体

(2) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由がある事業者、団体

(3) 行政機関からの行政指導による改善がなされていない事業者、団体

(4) 違法又は不適当な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている事業者、団体

(5) その他、カーボン・オフセットの適正な実施ができないと認められる事業者等

3 町長は、第 1 項による申込みがあった場合で必要と認めるときは、購入希望者に対し、八峰町有林 J-VER クレジットの使用に必要な範囲において資料の提出を求めることができる。

4 最低販売量は 1 トン (t-CO₂) とし、1 トン (t-CO₂) 単位で販売するものとする。

(購入者の決定)

第 4 条 町長は、前条の規定による申込みがあった場合は、当該申請書類の内容を審査のうえ、申込先着順に購入者を決定する。

2 町長は、購入の適否について購入希望者に書面により通知するものとする。

(契約書の作成)

第 5 条 町長は、前条第 2 項の規定により購入者を決定したときは、契約書を作成し、購入者と取り交わすこととする。

(売買代金の納付)

第6条 購入者は、八峰町有林 J-VER クレジットの売買代金を、町長が別に定める期日までに、町が発行する納入通知書により納入するものとする。

(八峰町有林 J-VER クレジットの移転)

第7条 町長は、購入者からの売買代金の納入を確認した後、オフセット・クレジット (J-VER) 認証委員会に移転手続きを依頼し、オフセット・クレジット登録簿 (オフセット・クレジット (J-VER) 制度に基づき発行されるオフセット・クレジット (J-VER) を管理し、その取得、移転及び無効化について電子的に記録したものをいう。) において、町の保有口座から購入者が指定する保有口座へ購入したオフセット・クレジット (J-VER) の移転を行うものとする。

(協議)

第8条 この告示に定めのない事項について疑義が生じた場合は、町長と購入者双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第9条 この告示に定めることに関し、裁判上の紛争が生じた場合は、秋田県山本郡八峰町を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年6月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

購入申込書の提出について

[別紙参照]

様式第2号(第3条関係)

購入申込書 (計画書)

[別紙参照]

様式第3号(第3条関係)

法人概要書

[別紙参照]